

議会のあれ？これ？

白馬の議会、予算編

○「村の予算」って何だいね？

新しい年度(4月から翌年3月まで)が始まる前に、1年間にどのくらいの収入があるのか、また行政サービスをどのように行うのかを計画し、支出がどのくらい必要なのかを見積ります。これらをまとめたものが予算書です。
なお、収入のことを歳入、支出のことを歳出といいます。

○予算は1つだけかね？

一般会計のほかに、国民健康保険事業勘定、下水道事業、後期高齢者医療、農業集落排水事業の4つの特別会計と、企業会計として水道事業会計があります。

○どうやって予算を決めるの？

村長が予算案を作り議会の審議と議決によって成立します。役場のそれぞれの担当部署は、みなさんの意見や要望を聞き、「1年間の行政サービス」を検討します。その後、庁内全体で協議・検討を重ね、村長が予算案をまとめ

議会に提出します。

村民を代表する村議会は、提出された予算案を事業内容や実施体制などいろいろな面から審議し、たうで議決(議会の意思決定)をします。

平成26年度予算の場合は、次の様なスケジュールでした。

- (1) 予算編成方針の通知(10月頃)。村長の選挙公約・政策に基づいて新年度の編成方針などを決める。
- (2) 予算査定(11月〜翌2月初旬)。事務事業評価の結果を、予算案に反映させる。地区役員懇談会など地域の要望、要求を吸い上げる。第4次白馬村総合計画などを参考にする。
- (3) 12月議会では来年度の予算編成について要望、提案などを質問した。
- (4) 予算案の作成・印刷(翌2月中旬〜)。
- (5) 3月議会で予算案を提出。
- (6) 議会では、予算特別委員会を立ち上げ、審議する。

委員会では担当課ごとに説明があり、予定した3回のほか

に、2回追加して慎重な審議を行いました。

(7) 本会議で予算案を承認。(今回は、付帯決議ができました。)

○予算を作るときは決まりってあるの？

地方自治法の考え方に6大原則があります。

- 1 会計年度独立の原則
毎年4月1日から始まり、翌年3月31日までとなっている。それぞれの年度の歳入は、その年度の歳入で賄うことになっています。
- 2 総計予算主義の原則
予算は、歳入はその予定額の全額を歳入予算に計上するとともに、歳出はその予定額の全額を歳出予算に計上しなければならぬことになっています。

- 3 単一予算主義の原則
村の予算を単一の予算書の中から全ての歳入歳出を包括させ、かつ予算の調製は1年度1回が適当とされています。例外として特別会計があります。
- 4 予算事前議決の原則
予算は会計年度が始まるまでに、議会によって議決される事が必要です。
- 5 予算公開の原則

予算に関する情報は、広く一般に公表しなければならぬことになっています。執行状況は条例などで2回以上の公表になっています。

6 予算統一の原則

歳入はその性質に従って款に大別し、歳出はその目的にしたがって款項に区分されます。

○一度決めた予算は変わることはないの？

変わることがあります。それを「補正予算」といいます。

予算から事業を実施するうえで、予算を見積もるときに予測できなかったことが起きることがあります。例えば、台風や豪雨などの自然災害などによる緊急時の場合や事業の変更によって予算が変わることがあります。このような場合にも、村長が変更する予算案をつくり、最初の予算と同じように議会へ提出します。この予算のことを「補正予算」といいます。

また、議会が成立しないときや特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕が無いことが明らかになった場合には、村長が議決すべき事件を処理することが認められています。これを「専決処分」といい、直後の議会で報告されます。例えば、年度の最終日に歳入歳出額の係数整理などのために補正予算を行う

場合は専決処分としており、6月定例会で報告されるのが通常です。

予算関連の用語説明

*継続費

ひとつの事業が複数年に渡る時にそれぞれの年度で支出できる経費を決めるもの。

*繰越明許費

災害等で事業が終了しなかったときに、翌年度に繰り越して使用することができる経費を決めるもの。

*債務負担行為

翌年度以降に支出を義務付けられているもので、歳出予算、継続費、繰越明許費を除いたもの。

*地方債

普通建設事業などで、経費の平準化や世代間負担のために、村が借入を起すもの。

*一時借入金

年度途中の資金不足時に資金を借り入れることで、限度額は予算で定められている。原則として年度内に償還しなければならない。

*付帯決議

議決に当たって付けられる議会や委員会の意見や要望の決議のこと。